

第97号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

【東日本大震災】加算支援金の申請はお早めに

◎住宅の建設・購入等の契約を締結し、申請がまだの方は速やかに申請を

東日本大震災により住宅に大規模半壊以上（半壊解体含む）の被害を受けた世帯に対し、住宅の再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金（加算支援金）の申請期限について、令和3年4月10日が最終の申請期限となっております。

区分	建設・購入	補修	賃借
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

●住宅の建設・購入をする方

住宅の建設・購入をする場合、加算支援金以外にも住宅再建補助金がございますが、これらの住宅再建補助金は、加算支援金を受給済であることが条件となっている場合がございます。

住宅の建設・購入を予定し、工事請負契約を締結した方で、加算支援金の申請がお済みでない方は、早急に加算支援金の申請を行ってください。

なお、加算支援金以外の住宅再建補助金は令和2年12月28日までとなっておりますので、住宅の建設・購入をする方は令和2年12月28日までに新居への転居及び住宅再建補助金の申請を行ってください。

●民間賃貸住宅に入居した方

民間賃貸住宅にお住まいの方で、加算支援金の申請がお済みでない方は令和3年4月10日までに申請をしてください。（賃貸借契約書の名義人が、被災時世帯主または被災時同一世帯員の場合に限ります。）

東日本大震災によりみなし仮設に入居し、みなし仮設としての認定期間終了後、継続してその賃貸住宅に入居している方も対象となります。

※公営住宅は対象外です。

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）